

○中村学園大学(含む短期大学部)FD推進委員会細則

平成20年4月1日

制定

(設置)

第1条 中村学園大学(含む短期大学部)FD推進センター規程第5条に基づき、中村学園大学及び中村学園大学短期大学部のFDを実施する委員会として、中村学園大学(含む短期大学部)FD推進委員会(以下「委員会」という)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) FD推進センター長
- (2) 教養教育センター長
- (3) 一般教育セクション長
- (4) 体育セクション長
- (5) 外国語教育セクション長
- (6) 情報教育センター長
- (7) 教職教育センター長
- (8) 各研究科・学部・学科から委員各1名
- (9) 合同教務委員長
- (10) 教育研究支援課長
- (11) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条第8号に該当する委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、FD推進センター長をもってこれに充てる。

2 委員長を補佐するため副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 中村学園大学(含む短期大学部)FD委員会の定めるFDの基本方針及び基本計画に基づ

くFDの実施に関すること。

- (2) FDに係る研究会及び研修会等に関すること。
- (3) FDに係る調査・研究に関すること。
- (4) 教育技法の改善の支援に関すること。
- (5) 公開研究授業等に関すること。
- (6) その他FDに関すること。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員長が必要と認めるときは、随時委員会を招集することができる。

(関係職員の意見の聴取)

第7条 委員会は、関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(運営)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議により定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教育研究支援課において処理する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年7月1日から施行する。